

国民健康保険からのお知らせ

交通事故にあったら

交通事故など第三者から被害をうけて、お医者さんにかかった場合でも、国保を使って治療を受けることができます。その場合

《届け出を行うこと》

交通事故にあったらすぐに警察に届けると同時に、国保にも届出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届けがないまま診療を受けようとした場合、「国保でかかれませんか。」と言われることがありますので注意しましょう。

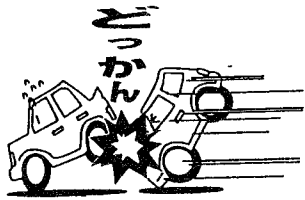
《医療費は加害者が負担》

交通事故など第三者から被害を受けたとき、その医療費は被害者に過失のない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療した場合においても、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者にかわって加害者に請求することになります。

《示談は慎重に》

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を結んでしまうと、その示談のとりきめの内容が優先することがあり、示談の成立以後は加害者に請求できなくなる場合があります。

ですから、第三者から被害を受けた場合は示談を結ぶ前に必ず国保に届けてください。



交通事故でお困りの方は、下記相談センターにて無料で相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

社団法人日本障害保険協会
新潟自動車保険請求相談センター

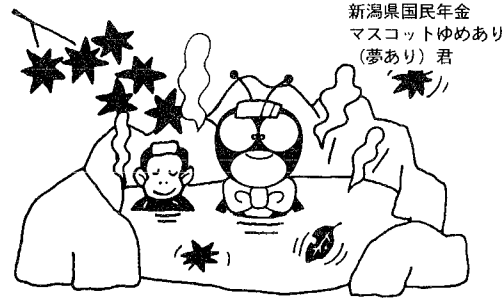
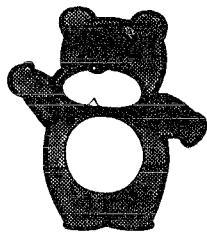
☎025-225-1851

相談日：月曜日～金曜日午前9時半から
12時午後1時から4時40分

◎専門の相談員の方が親身になって
ご相談に応じています。

◎弁護士相談日：毎週水曜日午後1時
から4時まで

お問い合わせは
国民健康保険係まで
☎38-3111
(内線139)



ゆめあり通信

六十歳を過ぎてから
国民年金に任意加入
することが出来ます

日本国内に住んでいる二十歳から六十歳までのすべての人は「国民年金」に加入し、将来共通の「基礎年金」を受けることとなります。

「老齢基礎年金」は、原則として保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間、合算対象期間を合わせて二十五年以上ある人が六十五歳から受けられますが、これらを合わせた期間が二十五年に満たないときは、六十歳から六十五歳になるまでの間、国民年金に任意加入し受給資格期間を満たすことができます。

満額の年金を受けるには？
二十歳から六十歳までの四十年間の全期間の保険料を納める必要があります。

さらに、六十五歳までの任意加入では受給資格期間を満たせない場合は、特例として昭和三十年四月一日以前生れの人は七十歳になるまでの間において、受給資格期間を満たすまで任意加入することが出来ます。
この場合、六十五歳までの任意加入と異なり、受ける年金の増額のために加入することはありません。
就職・転職・退職などによって種別が変わったときは、町役場への届出が必要です。
あなたの大切な年金です。どんなに忙しくても、届出は忘れずに！

ゆめあり相談室



質問 Q

私は学生のときに国民年金に加入しましたが、その後、就職・転職により共済組合と厚生年金にも加入しました。老齢基礎年金を受けるには、最低でも二十五年の納付期間が必要だと聞きました。私のように加入した年金制度が複数あり、それぞれの加入期間が二十五年に足りない場合でも、老齢基礎年金を受けられるのでしょうか？



答え A

老齢基礎年金は、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間（任意加入の対象期間に加入しなかった期間）を合計して二十五年以上の受給資格を満たした人が、六十

五歳になったときに、請求することにより受けることができます。
共済組合や厚生年金に加入している人は、同時に国民年金の第二号被保険者として加入していますので、その期間には保険料納付済期間として受給資格期間に算入されます。複数の年金制度に加入している場合、それぞれの保険料納付済期間を合算し、受給資格期間を満たせば老齢基礎年金を受けられます。
なお、老齢基礎年金は原則として、二十歳から六十歳までの四十年間の保険料を納めることにより満額の年金を受けることができます。

※共済組合や厚生年金に加入していた人には、老齢基礎年金に退職共済年金や老齢厚生年金を上乘せする形で支給されます。